

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度幌加内町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 12,844千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 449,365千円
が充てられる社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区分	目的別	平成30年度 予算額	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	77,480	1,113	4,349	3,000	329	68,689	2,215
	老人福祉費	98,315	0	1,222	0	15,639	81,454	2,810
	障害者福祉費	50,391	23,038	11,518	0	0	15,835	1,440
	児童福祉費	68,423	27,885	11,752	0	2	28,784	1,956
衛生費	保健衛生費	154,756	10,001	150	1,100	112,535	30,970	4,423
合計		449,365	62,037	28,991	4,100	128,505	225,732	12,844

社会福祉費では、社会福祉協議会運営助成事業、国民健康保険・介護保険事業繰出金等の事業を実施しています。

老人福祉費では、高齢者生活福祉センター及び老人福祉寮運営助成事業等を実施しています。

児童福祉費では、保育所運営事業、児童手当支給事業等の事業を実施しています。

保健衛生費では、健康推進対策(各種検診事業、予防接種事業、母子保健事業)、等の事業を実施しています。

※地方消費税交付金の社会保障財源化(税率引き上げ分)相当額は、各事業に要する一般財源の比率に応じ按分しています。